

## 多賀城市子ども医療費助成事業

## ○子ども医療費助成制度「平成28年10月1日現在」

「多賀城市の助成基準」 入院：中学3年生（15歳）の年度末まで  
通院：小学6年生（12歳）の年度末まで

「宮城県の助成基準」 入院：義務教育就学前まで  
通院：3歳未満児（2歳児）まで

## ○宮城県乳幼児医療費助成の経過

昭和48年 1月 0歳児のみ  
昭和49年 1月 1歳児まで  
昭和50年 1月 2歳児まで  
昭和51年 1月 3歳児まで（入院のみ）  
昭和59年 1月 所得制限導入  
平成 6年10月 入院時食事療養費を補助対象に追加（半額助成）  
平成11年 8月 5歳児まで（入院のみ）  
平成14年10月 義務教育就学前まで（入院のみ）  
入院時食事療養費を補助対象から除外  
平成17年10月 社会保険加入者に対し現物給付を導入  
平成27年 4月 一部国保組合の現物給付開始。  
全ての保険者で現物給付実施  
平成29年 4月 義務教育就学前まで（通院）予定

## ○多賀城市単独助成の拡大経過

平成14年 4月 県補助通院2歳児まで、入院5歳児までを  
通院（3歳児まで）、入院（義務教育就学前まで）  
平成14年10月 入院時食事療養費を市で単独助成開始（半額助成）  
「H18.9まで継続」  
平成21年 4月 通院（3歳児までから義務教育就学前までに拡大）  
平成25年 4月 通院（小学校1年生～3年生）、  
入院（小学校1年生～中学校3年生）を拡大  
平成28年10月 通院（小学校4年生～6年生）を拡大  
平成29年10月 通院（中学校1年生～高校3年生）、  
入院（高校1年生～高校3年生）を拡大を予定

## ＜参考＞国の制度（一部負担金の経過）

平成14年10月 3歳未満児 定率3割負担→ 定率2割負担へ  
平成20年 4月 3歳未満児 定率2割負担→未就学児 定率2割負担へ

## 子ども医療費の助成に係る必要財源内訳

H29. 10. 1現在見込み  
(現行基準での財源内訳)

区分		受給者数	自己負担割合	入院	通院		
18歳	高校3年生	1,000人	3割	市単独 200万円	市単独 1,800万円		
17歳	高校2年生						
16歳	高校1年生						
15歳	中学3年生	1,195人		3割	市単独 700万円	市単独 2,600万円	
14歳	中学2年生						
13歳	中学1年生						
12歳	小学6年生	1,244人				市単独 700万円	市単独 3,200万円
11歳	小学5年生						
10歳	小学4年生						
9歳	小学3年生	1,411人			市単独 700万円		市単独 4,300万円
8歳	小学2年生						
7歳	小学1年生						
6歳	未就学児	1,952人	2割			県補助 2,200万円	県補助 5,000万円
5歳							
4歳							
3歳		1,531人		県補助 2,200万円	県補助 4,600万円		
2歳							
1歳							
0歳							
		計8,333人				3,100万円	2億1,500万円
					計2億4,600万円		

※子ども医療費助成事業(H29. 10現在)

県補助分	H29. 4改正 「3歳児～未就学児通院」を含む。	1億1,800万円(うち県補助金1/2: 5,900万円)
市単独分	H25. 4改正分 「小1～中3入院、小1～小3通院」	5,000万円
市単独分	H28. 10改正分 「小4～小6通院」	3,200万円
市単独分	H29. 10改正分 「高1～高3入院、中1～高3通院」	4,600万円
<b>合計</b>		<b>2億4,600万円(うち県補助金1/2: 5,900万円)</b>